

○郡山市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例

平成12年3月28日

郡山市条例第15号

改正 平成14年12月19日郡山市条例第40号

平成20年6月30日郡山市条例第37号

平成21年3月12日郡山市条例第10号

平成26年9月25日郡山市条例第37号

平成27年12月21日郡山市条例第77号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭の親及び児童並びに父母のない児童に対し、医療費の一部を助成することにより、その生活の安定と健康の保持を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童を父又は母のいずれか一方が監護する家庭をいう。ただし、児童が父又は母の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「政令」という。）第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。）に養育されている家庭を除く。

(1) 父母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）を解消した児童

(2) 父又は母が死亡した児童

(3) 父又は母が政令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある児童

(4) 父又は母の生死が明らかでない児童

(5) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童

(6) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(7) 母が婚姻によらないで懐胎した児童

(8) 父又は母が母又は父の申し立てにより配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を受けた児童

(9) その他市長が前各号に相当する事情があると認める児童

2 この条例において「児童」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 18歳未満の者及び18歳に達した日からその日の属する月の末日までの間にある者

(2) 18歳に達した日において学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校又は市長が定める学校若しくは教育施設に在籍している場合においては、その日以後最初の3月31日までの間にある者

3 この条例において「父母のない児童」とは、父母（養父母を含む。）と死別した児童その他の規則で定める児童をいう。

4 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

(3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
 - (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
- 5 この条例において「被保険者等」とは、医療保険各法に規定する被保険者、組合員及び被扶養者をいう。
- 6 この条例において「一部負担金」とは、被保険者等の受診に係る医療費のうち、医療保険各法その他医療に関する法令の規定により被保険者等が負担すべき額（当該受診について国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付若しくは助成又は医療保険各法の保険者等の負担による附加給付がある場合は、その額を控除した額）をいう。ただし、被保険者等が負担すべき額に医療保険各法の規定による高額療養費が含まれる場合は、規則で定めるところにより算定した額とする。

（平20条例37・平27条例77・一部改正）

（対象者）

第3条 この条例による医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有するひとり親家庭の親及び児童並びに父母のない児童であって、被保険者等であるものとする。

- 2 ひとり親家庭の児童が修学等により本市外に住所を有する場合は、当該児童が医療保険各法の規定による被保険者等であって、ひとり親家庭の親に監護されていると認められる場合に対象者として扱うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この条例による医療費の助成を受けることができない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者
- (3) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同号に規定する児童福祉施設に入所している児童
- (4) ひとり親家庭の親の前年（1月から7月1日までの間に第6条の規定による受給資格の登録がなされる場合にあつては前々年）の所得（政令第3条及び第4条の規定に基づいて算出した額をいう。この場合において、父の所得を算出するときの児童の養育に必要な費用の支払いとして受ける金品その他の経済的な利益に係る所得及び地方税法（昭和25年法律第226号）第34条第1項第8号に規定する控除については、母のときと同様の取扱いをするものとする。）が、政令第2条の4第2項に規定する額以上である場合の当該ひとり親家庭の親及びその者に監護されている児童
- (5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項の規定により支援給付を受けている者

（平14条例40・平20条例37・平21条例10・平26条例37・平27条例77・一部改正）

（助成金の支給）

第4条 市長は、対象者に係る一部負担金の額が規則で定める額を超えるときは、その超える金

額に相当する額を当該対象者に助成する。

2 前項の規定による助成金（以下「助成金」という。）は、第6条に規定する登録をした日以後の受診に係る一部負担金について支給する。

（受給資格の登録）

第5条 前条第1項の規定による医療費の助成を受けようとする者は、市長に申請して受給資格の登録を受けなければならない。

（受給資格者証の交付）

第6条 市長は、前条の規定により受給資格の登録の申請があった場合において、当該申請をした者がこの条例による医療費の助成を受ける資格があると認めたときは、これを登録し、当該登録を受けた者（以下「受給資格者」という。）に対し受給資格者証を交付する。

（受給資格者証の提示）

第7条 受給資格者は、受診する場合は、医療機関に受給資格者証を提示しなければならない。

（受給資格者証の再交付）

第8条 受給資格者は、受給資格者証を破損し、又は亡失したときは、市長に申請して再交付を受けることができる。

（受給資格者証の返還）

第9条 受給資格者は、その資格を喪失したときは、速やかに受給資格者証を市長に返還しなければならない。

（変更の届出）

第10条 受給資格者は、規則に定める事項について変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第11条 受給資格者は、この条例に基づく助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（損害賠償との調整）

第12条 市長は、受給資格者が第三者の行為により疾病にかかり、又は負傷した場合において、当該第三者から当該疾病又は負傷につき損害賠償を受けたときは、その価額の限度において助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した助成金の返還を求めることができる。

（平21条例10・一部改正）

（不正行為による助成金の返還）

第13条 市長は、偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた者があるときは、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させるものとする。

（委任）

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（郡山市母子家庭医療費の助成に関する条例の廃止）

2 郡山市母子家庭医療費の助成に関する条例（昭和59年郡山市条例第16号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定に基づく医療費の助成に係る受給資格を有する者は、第5条の規定にかかわらず、その受給資格の有効期限又は平成12年7月31日のいずれか早い日までは、第6条の規定による受給資格者とみなす。

附 則 (平成14年郡山市条例第40号)

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則 (平成20年郡山市条例第37号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の郡山市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(次項において「新条例」という。)の規定は、平成20年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例の規定は、平成20年4月1日以後の医療行為に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療行為に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年郡山市条例第10号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年郡山市条例第37号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年郡山市条例第77号)

この条例は、公布の日から施行する。